

第38回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和4年11月18日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

浦野真美子（委員長）、菅野敏夫、紺野登喜子、坂本真一、須藤康子、中田和宏、中村英康、堀田さつき、牧野宇周、渡辺慎太郎（五十音順、敬称略）

2 説明者

大友事務局長、平塚首席家庭裁判所調査官、佐々木次席家庭裁判所調査官、岩田首席書記官、田尻訟廷管理官

3 係員

赤津総務課長、渡邊総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 改正少年法について

(1) 説明：少年法改正についての説明

（説明者：佐々木次席家庭裁判所調査官、田尻訟廷管理官）

佐々木次席家庭裁判所調査官及び田尻訟廷管理官から、改正少年法の趣旨、近年の少年事件の動向及び少年審判手続の基本的な流れについて説明した後、特定少年の審理について、17歳以下の少年の審理と比較しながら説明した。

(2) 少年審判廷及び裁判員法廷視察

委員に2グループに分かれていただき、順次、少年審判廷及び裁判員法廷

を視察していただいた。

(3) 意見交換

別紙のとおり

2 前回委員会後の取組の報告について（説明者：赤津総務課長）

前回委員会のテーマ「福島家裁における家事調停の運営充実に向けた取組について～調停制度発足 100周年を迎えて～」に関して、家事調停手続の広報活動の一環として、出前講義を行ったことを報告した。

3 次回（第39回）開催について

(1) 日時

令和5年6月9日（金）午後1時30分

(2) テーマ

追って定める。

第6 閉会

以上

(別紙)

意見交換・質疑応答の要旨

(委員)

少年事件の動向の説明の際に提示された福島管内の受理件数については、福島県内の全ての支部及び出張所の受理件数を合算したものであるという理解で正しいか。

(委員長)

その理解で差し支えない。

(委員)

少年事件の受理件数と同様に、再非行率も減少傾向にあるのか。

(説明者)

少年の再非行人員については、法務省作成の「令和3年版犯罪白書」によると、平成9年から平成15年までは増加傾向にあったが、平成16年以降は減少傾向にある。再非行率については、平成10年から平成28年までは増加し続けていたが、平成29年以降は減少し、令和2年は、34.7%であった。

(委員)

再非行率の減少には、少年審判手続中の、いわゆる教育的働き掛けに変化があり、そのことが影響しているということもあるのか。

(説明者)

減少の原因は分析していないため、分からない。

(委員)

事件処理上の裁判官や家裁調査官の感覚で差し支えないが、平成24年以降で、事件種別の増減傾向が何かあれば、教えていただきたい。

(委員)

今の質問に関連して、少年事件が減少している原因として、少年の非行が表面化してこなくなっているということも考えられないか。

(説明者)

少年事件の受理件数が大きく減少していることについては、近年の少子化も原因の一つとして考えられてはいるが、裁判所として原因を分析しているわけではないため、以下に述べることは、あくまで事件処理上の実感である。

まず、非行内容の変化については、かつては、集団での非行が多かったように感じる。対して、近年では、集団での非行は減少しているように感じられ、社会性や想像力が乏しく、コミュニケーションが苦手であり、対人関係を構築することに困難のある少年が起こしてしまう事件が増えている傾向にあるように思う。また、インターネットを通じた事件が増えていると感じている。

犯罪が表面化していないのではないかという点に関連するのは分からないが、通常、事件として立件されたものだけが少年事件として家裁に送致されていることを考えると、事件傾向として増加していると実感しているインターネットを通じたトラブルについては、現実には表面化している部分が少ない可能性はある。

(委員)

業務上、犯罪被害者等への支援を行っており、事件について知りたい被害者側の思いが叶えられないことも多いという声を聴くこともある。近年、訴訟手続への被害者参加等の制度整備がなされているが、少年事件については、どのような被害者配慮制度があるのか。また、今回の少年法改正において、特定少年の事件とその他の少年事件で被害者配慮制度に違いが生じたか。

(説明者)

今回の少年法改正において、被害者配慮制度に変更はなかった。被害者が利用できる制度としては、被害者からの申出が必要ではあるが、記録の閲覧や意見陳述などがある。また、家裁調査官が被害者調査を行うこともある。これらの制度に、特定少年とその他の少年で違いはない。

(委員)

被害者配慮制度の内容が充実していると感じる。被害者支援については、行政

でも、県警の県民サービス課で取組みが行われたり、知事部局で福祉行政や学校教育と連携したり等、社会全体で被害者を支えていこうとする取組みがある。よりよい社会を作るためには、加害少年の更生と被害者支援の両面で考えていく必要があると感じた。

(委員)

庁内を視察して、まず、少年審判廷については、審判が和やかに進行されるよう、少年に過度な緊張を与えないようにする配慮が感じられた。裁判員法廷は、少年審判廷とは緊張感が全く異なった。

また、福島県内においては、特定少年の裁判員裁判が行われたと記憶しており、視察中にもそのことが思い出された。

(委員)

裁判所では、従来も、少年事件に関する出前講義を行ってきたと思うが、法改正が行われたことにより、特に、17歳と18歳が混在する高校等に対して、出前講義の実施について積極的に広報活動を行っていく必要があると感じる。成年年齢引下げに伴う消費者講座の実施は多く聞くが、少年事件の広報活動について耳にする機会が少ない。出前講義を必要としている機関に的を絞って広報活動を行う方法もあると思う。

(説明者)

本年6月に、高校で、少年法改正を含む成年年齢引下げに関する出前講義を実施した経験がある。今後も、引き続き、委員の意見を参考にしながら広報活動を行っていきたい。

(委員)

教育的働き掛けについて、①働き掛けの効果を振り返ることがあるのか、②効果を振り返ることがあるのであれば、それを踏まえて働き掛けの内容を改善することもあるのか、③教育的働き掛けの実施内容について、少年や保護者に選択の余地があるのか、例えば、「他の裁判所で親子合宿を行っている」と聞いたので、

子どもを合宿に参加させたい」と言う保護者がいたりするのか、伺いたい。また、感想として、教育的働き掛けの具体的な内容についても、広報内容に含めても良いのではないかと思った。

(説明者)

少年への教育的働き掛けについては、家裁調査官が、調査で情報を収集して、アセスメントをした上で、適切な措置を選択する。しかし、調査官が選択した教育的措置をそのまま少年に押し付けるのではなく、少年と問題点を話し合う中で、提案し、実施している。少年から、特定の教育的措置を受けたいと積極的に言われることは、あまりない。

また、教育的働き掛けの効果の振り返りについては、少年に感想を書いてもらう等して少年の反応等を確認し、その結果を裁判官に報告している。その後、審判が開始されれば、審判の中で、裁判官が、少年に問いかけを行う等して教育的働き掛けの効果を確認できる。

教育的働き掛けの内容の改善は、非行内容の変化などに応じて、日々行っている。

なお、親子合宿については、少年事件数などを踏まえて、当庁では実施していない。

(委員)

最近、国内の複数の少年事件記録の廃棄について、大きく報道されている。素人目線からすると、重大事件の事件記録は、非公開の手続であるならなおさら重要なものであると思っていた。事件記録の保存に関する取り決め等が今後どのようになっていくか、最高裁で方針を検討中だが、福島家裁での検討の予定を伺いたい。

(説明者)

記録の保存等については、これまで、全国的な定めにより処理されてきた。今回、保存等の在り方について問題提起されたことについては、全国的な問題と考

えられることから、最高裁の検討結果を踏まえて、福島家裁でも検討したいと考えている。

(委員)

特定少年の保護処分については、法改正により特定少年以外の少年の保護処分と区別されたため、今後、少年事件の受理件数が減っていくのではないかという思いがある。しかし、少年法が改正されて間もないため、18歳以上の少年の中には、法改正について良く知らない少年もいるのではないかとも感じる。

(説明者)

少年法の改正後、まだ約半年なので、18歳以上の少年やその保護者でも、少年が成年年齢を迎えたという実感が乏しいことがあり、調査の中で成人としての自覚を持つように働きかける機会の方が多印象である。今後、どのような変化が生じるかについては、これからの運用の積み重ねを見ていくことになると思う。

(委員)

裁判員法廷を視察して、自分が被告人席に座ることを想像したが、頭が真っ白になって何を話していいか分からなくなるといった。少年が刑事事件の被告人となる場合、法廷で供述等がしやすい工夫をすることはあるか。

(委員)

少年審判は、少年法にも定められているとおり、「懇切を旨として、和やかに」行われるべきものである。しかし、少年審判に来る少年は非常に緊張しており、うまく言葉が出てこない少年もいるため、その緊張をいかに解きほぐすかということを念頭に置きながら、少年自身が非行に至った原因を自覚し、そして、今後について考えてもらえるような雰囲気作りを心掛けている。

(委員)

検察官として、刑事事件において、被告人が法廷でとても緊張している様子が見てとれるということは、少年に限らず、20歳以上の被告人でもよく経験するところである。ただ、被告人が主に供述を行う被告人質問については、訴訟手続

の最後の方で行われ、被告人質問で最初に質問を行うのは、被告人と打合せ済みの弁護人であることから、緊張している中でも被告人は自分の言い分を裁判所に伝えられているものと思う。

(委員)

刑事裁判では、検察官と弁護人がメインで行った主張等を前提に、中立な立場の裁判官が刑罰の判断を行うため、事前準備の中で、被告人自身がどのような主張を行うか、弁護人と被告人がよく打合せをして期日に臨むことになる。また、被告人が期日で緊張することを前提として手続が進むものである。少年審判は、刑事裁判と手続の構造が違うからこそ、和やかな雰囲気を進める必要があるのだろうと理解している。

以 上